

白山市公園里親制度

白山市内の工業団地にある市民公園を事業者又は個人グループがボランティアとして無償で公園施設の里親となり、環境美化に対する意識の高揚を図るとともに、豊かで美しい環境づくりのため地域活動を推進することを目的とした制度です。

◇メリット◇

- ・里親の標示板(希望がある場合)を設置しますので、社会的貢献を具体的にアピールできます。
- ・標示板の存在がポイ捨て等の抑止力として働き、公園利用のモラル向上が期待できます。
- ・公共施設の管理に参加することで『自分のまちは自分でキレイにする』という地域への帰属意識や愛着心の向上が期待できます。
- ・里親の活動から新たなコミュニティ形成の可能性が生まれます。

活動場所

- ・白山市内の工業団地にある市民公園（対象公園は裏に記載）

里親の資格

- 5人以上で構成する団体であり、当該団体の代表者が
- ・市内に住所もしくは勤務地を有し、または市内に存する学校に在学する者であること
- ・成人であること



活動内容

- ・空き缶や散乱ゴミ等の集積
- ・除草および草刈り
- ・低木および花壇の剪定
- ・遊具等の公園施設の点検および軽微な補修
- ・点検により異常を発見した場合の市への報告
- ・その他必要な活動

市の支援

- ・活動に必要なゴミ袋の支給および備品の貸与
- ・希望した場合の里親活動の標示板の設置
- ・除草や剪定等で出たゴミの回収
- ・その他里親活動に関し必要と認めた支援



公園里親制度の流れ

里親になつてほしい団体

市（公園緑地課）

相談

里親制度の説明

公園里親登録届 提出

審査

認定
(合意書取り交わし)

活動開始

年間活動報告書 提出

市 HP での活動報告

対象公園

旭丘第1号公園

(旭丘一丁目17番地)

旭丘第2号公園

(旭丘三丁目1番地)

旭丘第3号公園

(旭丘三丁目8番地)

旭丘第4号公園

(旭丘二丁目34番地)

旭丘第5号公園

(旭丘二丁目4番地)

・新北部第1号公園

(旭丘四丁目14番地)

・新北部第2号公園

(旭丘四丁目4番地)

・食彩公園

(宮永町2850番地)

・八束穂第1号公園

(八束穂三丁目4番地)

・八束穂第2号公園

(八束穂二丁目4番地)

・大慶寺公園

(漆島町1144番地)

・倉部第2号公園

(倉部町2019番地)

・松本公園

(松本町2504番地)

・フロンティアパーク公園

(上小川町800番地20)

・森島工業団地公園

(森島町う140番地1)

協定締結済みの公園

問い合わせ先

白山市建設部公園緑地課

TEL:076-274-9560